

平成16年4月28日

各位

会社名 三菱倉庫株式会社
(コード番号9301 東証第1部、大証第1部)
代表者名 取締役社長 番 尚 志
問合せ先 取締役経理部長 渡 辺 徹
TEL (03)3278-6611

「固定資産の減損会計の早期適用」及び「賃貸用商業施設の減価償却方法等の変更」に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、財務の一層の健全化を図るため、下記のとおり、固定資産の減損会計を平成17年3月期に早期適用するとともに、平成17年3月期から賃貸用商業施設の減価償却方法等を変更することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 固定資産の減損会計の早期適用

(1) 内容

平成18年3月期から適用される固定資産の減損会計について、平成17年3月期に早期適用することとし、当社所有の物流事業用及び不動産事業用の固定資産のうち、一部の物流事業用土地・建物等につき、地価下落のほか物流合理化やデフレの影響等による収益性低下等により投資額の回収が困難と見込まれるため、当期首において減損処理を行う。(なお、不動産事業用の固定資産について、該当するものはない。)

(2) 減損損失の概要

	単 体	連 結
物流事業用土地・建物等	約107億円 (うち土地：約57億円、建物等：約50億円)	同 左

(3) 平成17年3月期業績への影響

- イ. 当期首における減損処理により、第1四半期において減損損失約107億円を特別損失に計上することとなる。
- ロ. また、これにより、当期の物流事業に係る減価償却費が減損処理を行わなかった場合に比べ、単体、連結とも約6億円減少すると見込まれる。

2. 賃貸用商業施設の減価償却方法等の変更

(1) 内容

- イ. 不動産事業における賃貸用商業施設については、これまで他の有形固定資産と同様、「法人税法に規定する耐用年数」に基づく定率法により減価償却を行っていたが、賃貸用商業施設は通常特定のテナント向けに一定の賃貸借契約年数の利用を前提に建設され、契約期間満了後の期間更新や他のテナントへの賃貸が難しいと考えられるため、原則として賃貸借契約年数で減価償却を終えるのが望ましいと判断される。
- ロ. このため、平成17年3月期に埼玉・戸田の建替えによる新しい賃貸用商業施設が稼働するのを機に、当期から賃貸用商業施設の減価償却方法を次のとおり変更する。
 - (イ) 今後、賃貸用商業施設(建物本体)については、経済的耐用年数(20年を基準とし賃貸借契約年数等を勘案して決定)に基づく定額法により減価償却を行う。償却率は残存価額をゼロとして算定する。
 - (ロ) なお、既存施設について、稼働時に遡及して変更後の減価償却方法等により再計算を行い、当期首における減価償却不足額相当分につき臨時償却を行う。

(2) 平成17年3月期業績への影響

- イ. 当期首における既存施設に係る臨時償却実施により、第1四半期において単体で約21億円、連結で約34億円の臨時償却額を特別損失に計上することとなる。
- ロ. また、この臨時償却実施を含めた減価償却方法等の変更により、当期の不動産事業に係る減価償却費が従来の方法によった場合に比べ、単体で約4億円、連結で約5億円増加すると見込まれる。

《参考》上記2件による平成17年3月期業績への影響を纏めれば次のとおりである。

減価償却費の増減（年間）

	単 体	連 結
固定資産の減損会計の早期適用に伴い減少（物流事業）	約6億円減少	約6億円減少
賃貸用商業施設の減価償却方法等の変更に伴い増加（不動産事業）	約4億円増加	約5億円増加
計	約2億円減少	約1億円減少

第1四半期における特別損失の計上

	単 体	連 結
固定資産の減損会計の早期適用に伴う減損損失	約107億円	約107億円
賃貸用商業施設の減価償却方法等の変更に伴う臨時償却額	約21億円	約34億円
計	約128億円	約141億円

以 上